

(部内資料)

婦人少年行政についてのアンケート結果概要

昭和 48 年 1 月

労働省婦人少年局

I 昭和 48 年度事業計画及び昭和 49 年度新政策関連事項

()内数字は
県の数

① 婦人少年行政の施策、事業について

(1) 施策として本省にとりあげてほしいこと

1. 婦人労働関係

(1) 勤労婦人福祉法関係

○「性別による差別」の総点検

- ・企業における就業規則、労働協約（若年定年、結婚退職、昇給頭打）

- ・主として女子のみが従事する職業についての評価

（看護婦、保母、縫子、美容師）

修業年数、技能、能力、責任等に対する労働条件、社会的地位について類似した職業につく男子労働者との比較

- ・就職（再就職を含む）、採用、配置、訓練

- ・学校教育（職業教育、進路指導）における女子の職業意識の啓発指導(2)

- 福祉対策推進のための地方での使用者、学識経験者を中心とする会議の設置

- 「勤労婦人の日（週間、旬間）」の設置と啓発事業

曲り角にきた婦人週間の角度を変え、勤労婦人福祉法の趣

旨にそつた勤勞婦人の地位向上と福祉増進を啓発

- 勤勞婦人福祉法運用の中心的役割をはたす福祉推進専門官を室に、勤勞婦人勞務推進員（仮称）を企業に設置(2)
- 育児休業制度導入のモデルとして地方公共団体への導入を検討
- 法運用に伴なう問題点の把握

（勤勞婦人の意識と使用者側の勤勞婦人に対する考え方の実情把握、育児休業、つわり休暇、託児施設設置等の必要度把握(3)）

- 法の肉づけ、理念を生かした活動

特に第 6 条（勤勞婦人福祉対策基本方針）

第 9 条、10 条、11 条に関して国公法、人事院規則の改正検討

第 8 条（職業訓練施設の整備）を施策にもりこむ

- 婦人労働者に関する援助制度の整備

出産及び育児期間中の生活援助金の借出制度(2)

企業内託児施設運営に対する助成

- 勤勞婦人の健康管理に関する資料の作成
- 働く婦人の家設置基準中に乳幼児あるいは学童保育施設設置を義務づける

(2) 調 査

- 既婚婦人労働者の実態調査(2)

子供の保育状況、就労により派生する問題（婦人、夫、子供を対象）

- 母性保護についての長期的医学的調査

深夜業、長時間労働等の母性に与える影響

働く婦人の就業分野拡大職種における母性への影響

労働密度の強化と母性保護

- 婦人の労働力が今後重視されるであろう分野の特定業種について継続的実態調査

(長期的調査に対する企業業種団体等への事務費等の予算的配慮)

- 福祉施設に働く婦人の実態調査
- 家政婦、付添婦、保険外務員、水道、ガス、電気の検針員、化粧品店のセールの労働条件調査
- 小零細、非工業業種に働く婦人の労働条件、環境等調査
- 週休2日制実施企業における婦人労働者の福祉に関する意識調査
- 婦人労働者の定年問題に関する調査、啓発活動

(3) そ の 他

- 労基法周知徹底のための施策
- 短期職業講習の充実(2)

安定局と連携し、中高年婦人の求人開拓につとめること(2)

事業主の意見・希望等を把握し、需給をふまえた指導

- 労働者意識、就労先、労働条件等の面で婦人労働の二重構造を形づくりつつある中途入職中高年婦人労働者に対する総合的啓発活動

- 職場婦人学級の開設ならびに経費補助(2)

健康管理、生活技術、生活相談を中心に

- 産業専門医（母性保護担当）、婦人監督官（専門官）を本省と地方に設置
- 家庭奉仕員（ホームヘルパー）の専門職化
- 中高年令層婦人に対する適職の開拓
- 社会福祉施設に働く婦人の労働条件・福祉の向上
無認可保育所の無資格保母の労働条件改善
看護婦の夜勤制度への取組み
- 零細企業未組織婦人労働者の労働条件向上諸施策(3)
- 婦人職場指導者セミナーのブロック別開催(2)

2. 年少労働関係

- 学生アルバイトの継続調査
- 中学・高校卒業者の就職直後の職業意識の実態調査
- 年少労働者保護調査の体系的実施
- 勤労青少年リーダー等の研修
- 勤労青少年の日の国民祝祭日化
- 週休2日制の年少労働者におよぼす影響とその具体策に関する調査啓発活動
- 「青少年の余暇生活とこずかいの使途」調査

3. 婦人関係

- 婦人週間の事業実施主体（自治体及び婦人団体）への助成措置
- 「婦人に関する諸問題対策専門家会議」の設置
- 「アジア婦人会議」の開催
- 婦人の地位総点検の徹底
- 婦人の生活構造基本調査（婦人に関する国勢調査）の実施

- 「家庭婦人の就労意向に関する調査」の実施
- 主婦の再就職のための準備教育（職業意識、家庭生活、環境の整備）を積極的に行なう
- 社会連帯性を把握するための団地婦人の意識調査
- ボランティア活動の導入・定着のための婦人及び一般社会に対する指導援助
- 商店主婦の健康及び環境整備に関する施策
- ホームヘルプ制度の発展
 - ・婦人労働者もそのサービスを楽しむように転換する
 - ・事業団を実施主体とする事業内ホームヘルプ制度の推進
 - ・一企業や団体にこだわることなく、働く婦人の家や市町村等にヘルパーを配置する勤労家庭ヘルパーの設置(2)
 - ・ホームヘルプ制度の設置勧奨を室だけでなく家事サービス訓練校も行なえば、伸展が期待できる。
- 工場再配置計画等による労働者並びに労働者家族の居住地移動にともなう労働者家族対策の推進
- 農外就労婦人対策

4. 施設関係

- 婦人に関する資料、図書の整備をはかり、併せて婦人に関するインフォメーションの提供、婦人の教育、能力の開発を行なう「婦人資料センター」の設置
- 働く母親のため、学童保育、乳児保育施設、小児医療施設、育児相談室、共稼ぎ家庭を主対象とするホームヘルプ制度等を備えた「保育総合センター」の設置

- 婦人の再就職円滑化のため、職業技術を付与する教育訓練施設（児童文化室、託児室を併設）、並びに専門資格保持者又は特殊技能をもつ者が家庭に入り、一旦職業を中断しても社会復帰を可能にするため、生活指導、教育相談等の援助をはかる「勤労婦人人材センター、技能センター」の設置。

①－(2) 婦人少年室が地方の実情にもとづき独自にとりあげたい問題

1. 婦人労働関係

- 母性保護、健康管理に関する調査
- 就業規則上の女子に関する問題事項調査
- 職種別婦人労働実態調査
- 既婚婦人と中高年婦人の実態調査
- 将来企業の婦人労働に対する期待度の調査
- 中小零細企業女子労働者の実態調査
- 地場産業あるいは問題ある業種についての婦人労働者の実態調査(3)
- 農村地帯へ進出した企業に働く婦人の雇用管理に関する実態調査と啓発
- 家庭と職場の両立、妊娠、育児に関する実態把握
- 企業内保育施設に関する研究会
- 勤労婦人大会、勤労婦人福祉推進事業主、優良婦人の表彰、懇談会
- 婦人労働講座、勤労婦人セミナーの開催
- 有職婦人懇話会開催
- 働く婦人の家、ホーム館長県内連絡会議開催
- 短期職業講習修了者の動向アンケート

2. 年少労働関係

- 製造業で技術が身につく産業に働く青少年の実態と意識調査
- 年少労働者の災害調査
- 他県就職者と県内就職者の比較調査
- 定時制高校問題を中心とした「勤労青少年の教育に関する研究会議」の開催

3. 婦人関係

- 核家族主婦の生活意識調査
- 農業の機械化に伴う婦人の作業密度と健康管理に関する実態調査
- 農村婦人の労働時間、休日、母性保護（妊娠、出産、育児）の実情及び意識調査
- 農外就労者数、就業の成功と失敗、その原因と条件の調査
- 出稼留守家庭における生活と意識調査
- 農外就労婦人対策
 - 生活実態調査(4)
 - 農外就労先での座談会
 - 農閑期を利用した「1日研修会」
 - 農政・労働関係機関、団体との連絡会
- 農村婦人を対象とした職業入門講座
- 出稼留守家庭の実情聴取、小集団単位座談会の開催並びに積極的相談業務の実施（相談員、補助員を主体とする）
- 婦人問題懇談会の強化
- 内職者、家内労働者のための福祉

4. 一般的なこと

○ 小規模事業場を対象とした「労働基準法」の周知度実情調査と啓蒙指導

○ 県内の婦人労働、年少労働、婦人に関する各種資料の収集・編さん
と公表(5) (白書の県内版作成)

○ 婦人少年問題研究会を室に設置

○ 婦人少年問題審議会地方版を室に設置

○ 炭鉱閉山に伴う婦人、年少労働者の問題

② 本省の指示にもとづく業務についての改善や合理化をのぞむ点

1. 業務の指示と調整について

○ 仕事の流れ、業務量を考慮し、年間バランスのとれた業務が流れるように調整をのぞむ、報告期限の重複がないようにしてほしい。(1)

○ 県に移行する方が効果的に実施できるものなどは移行するなど、思いきった整理統合を行なうこと。(2)

○ 事業計画はなるべく早く出してほしい。

○ 実施事業の指示を早くし、新規事業には長期的展望を示すとともに説明会など行なってほしい。(1)

○ 継続的事業の変更、中止の場合は、その経緯、趣旨の説明がほしい。

○ 安衛法など業務に関係深い法律改正のあった時は、すみやかに通達を出してほしい。

○ 通達の表現をわかりやすくしてほしい。

○ 室の特色を生かした企画ができるような時間的余裕、予算の配布をのぞむ。

懇話会等 → 目的不明

把握範囲を絞りこみ 1972年

2. 予算について

- 現実の業務実施に見合った予算がほしい。(3)

例えば、謝金、旅費等同種事業を行なう地方自治体との格差が大きい。事業場訪問調査旅費は実情にあわない。

- 予算の増額をのぞむ。(8)

通信費、庁費、旅費、婦人週間経費、事業場訪問調査経費、法律の普及促進費

- 四半期予算示達を早くしてほしい。
- 交通機関が整備されていないので、乗用車を備えてほしい(沖縄)
- 予算の支出事務が難解かつ実情にあわない。(沖縄)

委員等旅費の支払方法について、旅行当日の塔乗券添付はできない。

物品購入の手続が複雑すぎる。

3. 調査について

- 調査結果を地方で発表、資料として広報活用できるようなものとする。(7)
- 調査結果の生かし方の検討をのぞむ。(4)

結果に基く懇談会、説明会等の開催、結果の施策への結びつけ

- 対象事業場、実施時期について、各課の調査の重複をさける。(5)
- 調査を可能なものは一本化し、実のあるものとする。(4)
- 調査票の改善

調査のねらいを明確にし、地方の意見を取りいれてほしい。

対象者の立場をも考慮して設計してほしい。

適切な設問を考えてほしい。

記入要領はなるべく統一し、調査票にくみ入れてほしい。事業
場訪問調査調査票様式の改善

- 労災家庭調査などの際は気持だけでも手土産のようなものがほしい
- 事業場訪問調査は、婦人、青少年を総合し、室独自の業種選定と年間計画にもとづき実施し、件数を多くしたい。(2)

- 事業場訪問調査の実施件数を多くする。

一年を上半期、下半期とし、各期それぞれ一業種集中して実施

- 事業場訪問調査の事業場選定に室の独自性を、(3)

50人未満の小企業を業種別に訪問調査、個人調査も併せて行
なう。

業種を室にまかせる、など。

4. 報告等の検討すべきもの

- 業務統計報告、昇給予定者調、宿舍事情調査、一般職国家公務員の給与調査、業務報告統一様式、文書保存規程の再検討

5. そ の 他

- 年少労働者保護対策推進

調査の実施、説明会、座談会の開催と業務量が多く、実施時期
も長期にわたり、大変であった。(2)

実行の上では、1業種3件程度の例では指導説明会の資料とな
る実態は把握できないので、室のやり方にまかせるなどの方法
がよいと思う。(2)

- 勤労青少年ホームの利用者の枠を大企業従業員にひろげてほしい。
- 特協の相談業務報告を年1回にしてほしい。
- 地方自治体に通達を出した場合は、室に写を送ること。

II 一般的事項

③ 関係行政機関、民間団体との連携、協力についての問題点や提案等

- 労働関係行政機関との連絡会議の定例的開催 (6)
- 婦人の地位向上のための婦人団体、婦人指導者との連絡会議の開催(2)
- 民間との協力について、中央で行なうべきことを積極的にしてほしい。
(たとえば、福祉法の施行についての企業団体、本社への指導、ホームヘルプ制度導入の勧奨など)
- 工業再配置促進にともなって、市町村の労働関係の事務も増えてくる
ことが考えられるので、窓口の明確化がのぞましい。
(現在は、労働関係の窓口が市町村段階でははっきりしない)
- 現状では各行政機関が類似の事業を行なっているが、全国的なものに
ついては、本省段階で調整してはどうか。
- 地方自治体による労働福祉がすすんできており、室としての連けいも
むづかしいが、婦人少年行政のセンスをもりこめるよう、資料やアド
ヴァイスによって援助の機能を果すことを考えたい。(2)
- 地方自治体との連けい事業がふえていることから、協力実施のための
予算、出席旅費の配慮をのぞむ。(7)
- 都道府県との連絡が本省と室の二元的にならぬよう調整をのぞむ。

(東京)

④ 婦人少年室協助員、特別協助員制度、婦人問題相談員制度の活用とあ り方について

1. 協 助 員

- 協助員手当の増額 (19)

3,000円にアップ、民生委員なみに、社会一般相場、常識的

に、各委員の手当の統一

○活動費等の増額 (7)

活動費、会合開催費(年2回、県内のブロック会議を四半期毎)

委員等旅費

○全国協助力会議、研修会(全国またはブロック別)の開催(2)

○年間わずかな手当で行政の浸透がはかれるのだから、充実してほしい(5)

○具体的な仕事を明確にする。婦人少年行政への参画意識を高め、末端事情把握の効果をあげる方策をたてること。(3)

○協助力手帖、手引、活動事例集、「婦人と年少者」の協助力特集号等の作成を考慮してほしい。(2)

○ボランティア活動から脱却し積極的活動を義務づける制度にする。
(予算の裏づけをとまう)

2. 特別協助力

○勤労青少年ホームの所在地や受入れ体制との関連で、相談受理がむづかしく、ホーム指導員資格者の配置により競合部分も多くなり、本省指示業務を行なうことがむづかしい。(6)

○一方、室の補助業務に従事し、室の人員不足をカバーする面も大きい。(6)

○増員をのぞむ。

○室業務の補助員としての職務内容、予算支出、勤務方法等につき弾力的に処理できるような指示がほしい。

○ホームには問題のある青少年は少ないので、特協の仕事を広げるには事業場内に入っていく必要があり、このため年少就職者相談員との

連けいを密にすることが大切である。

- 出勤回数を月15日程度にしてほしい。
- 研修の機会をもうけてほしい。(4)
- 勤務、解任、その他について細い規定がほしい。
- 勤務状態をパートタイマーと解するがボランティアと解するか明確でないので、身分の確立をのぞむ。
- 特別協助員という名称について一考してほしい。この名称では一般の協助員との在り方の違いが、本人にも社会的にもわかりにくい。

3. 婦人問題相談員

- 特協なみに手当を増額してほしい。(5)
 - 婦人問題一般相談の件数が減少しているので、職業相談を主とした体制にきりかえて、拡充強化しては如何。(3)
- 現状では地方自治体の婦人問題相談と競合する。

- 廃止を検討してほしい。
- 研修の機会を与えてほしい。(2)
- ブロック会議を開催してほしい。
- PRをもっとしてほしい。

4. 全般的に

- 全般的にこれらの制度が室の業務援助に果たす役割りは大きい。制度を一本化し、業務内容、執務体制を明確にする。(3)
- 規定と運用の面にギャップがあり、この点すっきりさせる必要がある。
- この制度を廃止し、その分を職員補充に組み入れてほしい。(2)
- 委員の任期を3年とし、推せん事務を合理化してほしい。

⑤ 婦人少年行政職員研修の今後のあり方や研修内容等についての希望

1. あり方

- 室長および補佐に対し監督者研修を行なってほしい。(10)
- 一般職員に対して一定のサイクルをもって研修を行なってほしい。

(2 ～ 5 年)

(18)

- 新任者(室長並びに一般職員) に対し新任研修を行なってほしい(14)
- 研修を毎年、業務のひまな時期に行なってほしい。(6)

2. 内 容

- 行政需要の変化に応じ、業務運営の改善に資するような実務研修を
おりこんでほしい。(21)
- 職員の資質を向上させ、労働行政の専門家となりうるような内容と
してほしい。(とくに関係法律の知識) (15)
- 会議のもち方、カウンセリング、レクリエーションの指導、婦人少
年行政史など入れてほしい。(3)

⑥ その他どのようなことでも

1. 連絡会議の開催

- ブロック室長会議・職員会議の開催 (5)
- 室長会議への補佐の出席
- 補佐会議、課別担当官会議の開催

2. 定員、職員配置

- 欠員不補充、定員削減は室業務運営、対外的影響の上から困る。
- 欠員室には臨時職員雇上げの予算をみてほしい。
- 定員増をのぞむ。(3)

○大県、中小県の職員の配置を適正にし、職員の業務量の差をなくすこと。(2)

○室職員の年令別人員構成のアンバランスを是正してほしい。

○三人室にはとくに補佐が必要と考える。

3. 異動について

○職員の異動は、3月末は婦人週間と重り支障が多いので、1月か9月にしてほしい。(2)

○労働行政他機関との人事の交流をのぞむ。(2)

夫婦別居とならないよう、他省との交流も含めて考えてほしい

4. 資料等について

○室職員必携を作成してほしい。

○課別の重要通達集をつくってほしい。

○各課の組織図、事務分掌、室名簿がほしい。(2)

○ポスターを効果的に作成し、視覚に訴えるPRの方法を検討してほしい。

○通達、資料は名瀬駐在員室分を含めてほしい。(鹿児島)

○地方年鑑、地図等地方で必要な図書、資料を購入する費用をみてほしい。

5. そ の 他

○週休2日制実施の方向にもっていきたい。(2)

○急を要するとも思えぬ内容の速達が多い。経費節減の折から理解できぬ。

○婦人少年局の行政のすすめ方として問題を先どりして行くためにシンクタンクのような組織を設けることはどうか。

